

# 農業分野における 行政サービスのあり方について

農林水産部資料

令和8年2月6日

第4回未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会

- 県と市町村では、施策の実施にあたり役割分担と連携がなされている。
- 市町村では、国主導による全国画一的な制度や補助金等による施策がある一方、地域特性に応じた独自の施策（小中学生への農業体験学習、移住者等の募集支援、地域ブランド作物の生産振興等）を展開している。

### ◎ 食料・農業・農村基本法【地方公共団体の責務】

第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ◎ 県と市町村の役割分担

区分	項目（例）	県（農林振興センター）	市町村
地域営農体制構築	地域計画の実現	協議への参加	☆計画の策定・見直し協議の実施
	農地の集積・集約化	担い手や農地情報の提供・助言	農地中間管理機構を通じた利用調整
担い手の経営基盤強化	認定農業者の育成	経営改善計画（資本装備、労働力等）の作成支援	☆経営改善計画等の認定
	組織化・法人化等の体质強化と規模拡大等による経営発展	スマート農機の導入、労働力確保等の経営管理指導・助言	各種制度・補助事業等の相談対応
人材の確保・育成	経営継承（親族間、従業員、第三者）の推進	経営体への助言（後継者候補の提案・仲介等）、伴走支援	☆補助金交付事務 関係事業活用の手続き
	新規就農者の確保・育成	就農計画策定、技術・農地・資金・農機等の取得支援	農地・生活基盤等の確保支援 小中学生への農業体験学習・啓発
	地域主体の受入体制づくり	関係者のコーディネート	就農希望者（移住者・地域おこし協力隊・半農半X含む）の募集・支援
農作物の生産振興	主穀作、園芸振興、有機農業	生育調査に基づく栽培技術指導 新技術の実証、導入支援	☆補助金交付事務、地域ブランド作物の生産振興・販路拡大
農村振興	多面的・中山間直接支払い	農地保全活動の指導	☆交付事務、指導検査交付事務
	鳥獣被害対策	集落環境整備への指導・助言	補助金交付事務、地域活動への指導 獣友会等関係機関との調整

☆は国の制度で市町村が実施主体と定められているもの

市町村では農業専門職がない（少ない）ことから、県（農林振興センター）が積極的に関与・支援することにより県と市町村双方の施策の効果が高まる可能性がある。→ モデル事業の実施

## 意 見

## 【市町村】4市町で聞き取り

## ○地域営農体制の構築

- 農業専門職ではなく、人事異動もあるので、振興センターにコーディネート役を担ってもらいたい
- 耕作者未定の農地のマッチングには、農地情報のデータベース化が必要

## ○経営基盤強化

- スマート農機等補助事業に係る計画作成支援等は引き続き振興センターにお願いしたい

## ○担い手・新規就農者の確保育成

- 新規就農者の確保は移住・定住促進の観点からも力を入れており、関係機関と情報共有している

## ○生産振興

- ほ場整備地区における野菜等高収益作物をはじめ、農作物の栽培技術に関するノウハウがない

## ○農村振興

- 中山間地域では任意団体が農地維持のための活動を行っており、サポートは市町村の役割

## 【農林振興センター】

- 担当現場までが遠く、移動時間がもったいない
- 調査に係る時間が多く、農家に行く時間がない

## 【生産者】

- 振興センターの担当者が現場にきてくれない。
- （補助事業に係る）情報をもっと提供してほしい

## 県の関与・支援の方向

## ○地域営農体制の構築

- 地域計画協議の場におけるコーディネート
- 担い手への意向確認、調整
- 担い手の今後10年の人・機械・資金等の資源点検
- 地域計画の実現に向けた対策の提案、伴走支援

## ○経営基盤強化

- 経営体への補助事業や制度資金の説明や活用促進
- 相談内容や対応についての情報共有

## ○担い手・新規就農者の確保育成

- 新規就農相談や対応にかかる情報共有
- 地域ぐるみでの新規就農者の受入体制づくり

## ○生産振興

- データを活用した業務の効率化
- 温暖化等の気候変動に対応した栽培技術指導

## ○農村振興

- 6次産業化など地域資源の活用と活性化
- 中山間地域等直接支払制度等の周知

## ○サテライトデスクの設置

- 県と市が生産現場に近いところで、業務を実施

モデル事業の実施（連携型、協働型）

## 地域農業

# モデル事業（連携型）農地情報のデータベース化

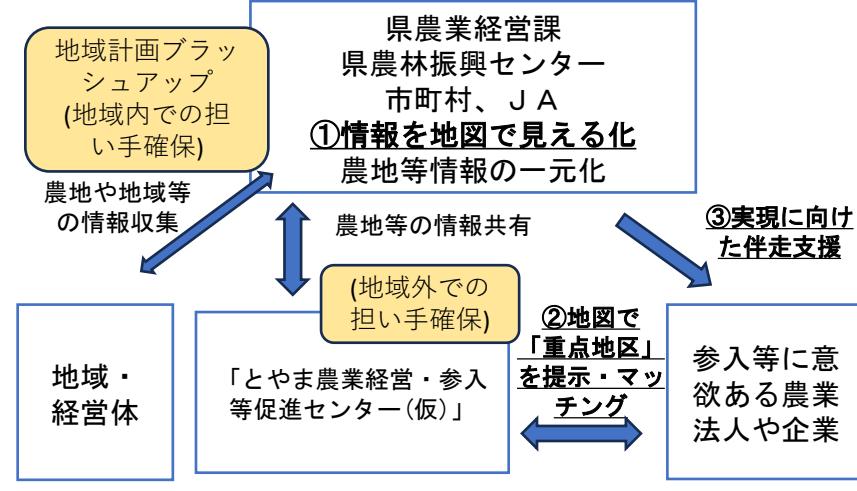
概要

- 課題：地域計画では10年後の耕作者未定の農地の割合が3割を超え、地域内に止まらず、地域外の農業法人や他産業からの参入を含めた企業との連携など、新たな扱い手の確保が必要。しかし現状では、空き農地の所在地や所有者等の貸借希望、接道幅等の参入希望者が欲しい情報が不明。
- 目的：参入等に意欲ある農業法人等が必要とする農地等の情報をデータベース化＝「地図で見える化」し、一元的に提供することにより、地域計画のブラッシュアップと地域と農業法人等のマッチングを促進する。

- 方法：農地マッチングサービスを活用し、  
①衛星データに、接道幅や傾斜、所有者の意向等を加え、農地等の情報を「地図で見える化」  
②「重点地区」を抽出して地域内外の意欲ある法人等に提示・マッチング促進  
③実現に向けた伴走支援



## ■農地データの活用イメージ図



期待される効果

- 受け手を探す農地情報が可視化できるので、地域内外の意欲ある法人等の条件にあった地区を提示することにより、マッチングの効率化や早期化が期待できる。

- 関係機関での情報共有のツールとなり、連携した取り組みが期待できる。

スケジュール  
今後の展開

R7年度

R8年度

R9年度

R10年度

R11年度～

3市（富山、黒部、魚津）で実証試験開始

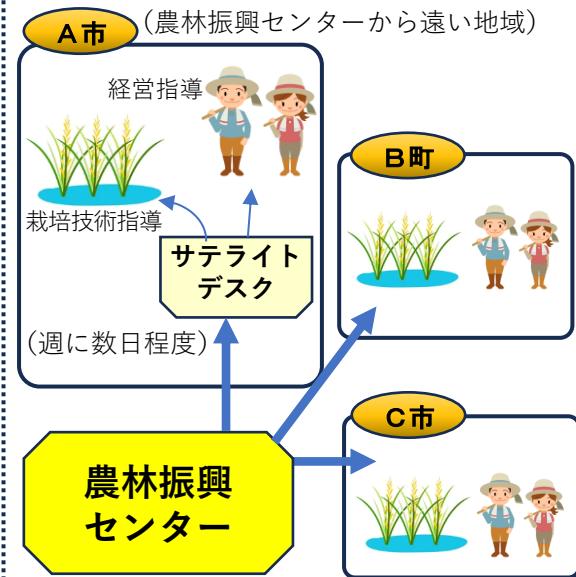
3市でのマッチング事例の創出  
他の市町村でも実証開始

県内全市町村の地図化  
とマッチング推進

地図を活用して、法人等との参入を含めた連携強化

- ◇ 振興センター職員が週に数日程度、市町村に駐在し、農業者や関係機関との連絡調整を実施できる体制を確保
- ◇ 就農相談や集落営農組織の各種課題（後継者不足等）に対し、市町村と振興センターが緊密に連携して対応
- ◇ 普及指導員がデータを活用し、農作物の栽培に関する指導を効果的に実施（温暖化による気象変動への対応を含む）

### 連携強化のイメージ



### 連携強化の具体例

#### 農林振興センター

##### 【地域計画のブラッシュアップ・実現】

(農地の集積・集約化、集落営農の継承)

- 農業の専門的見地から具体的な方策を提示し、話し合いをコーディネート

#### 市町村

- 地域の話し合いの場を設定

##### 【担い手の経営基盤強化】

- 担い手農家に出向き、経営改善に向けた助言（スマート農機の活用等）

- 補助金交付事務

##### 【新規就農者の確保・育成】

- 新規就農者の地域での受入体制づくり、就農計画の作成と実現に向けワンチームで伴走支援

##### 【農作物の生産振興】

- データ活用による技術指導の効率化
- 地域特性に応じた農作物生産の振興

- 地域特産物の振興

- 地域計画の改善（ブラッシュアップ）を進めることで、地域ごとの課題に的確に対応した施策展開が可能となる
- 集落営農間の連携・合併や第三者継承の促進等により、組織の安定経営と地域農業の持続性が向上する
- 相談体制や受入体制の整備により、新規就農者の確保・育成が進み、将来的な担い手確保につながる
- デジタル技術の活用や業務効率化により、栽培技術指導をはじめとした支援が迅速・的確に実施できる

R7年度

R8年度

R9年度

R10年度

R11年度～

あり方検討

市町へ連携の聞き取り

県内1～2か所でモデル実証

順次拡大

モデル実証効果検証

実証効果検証

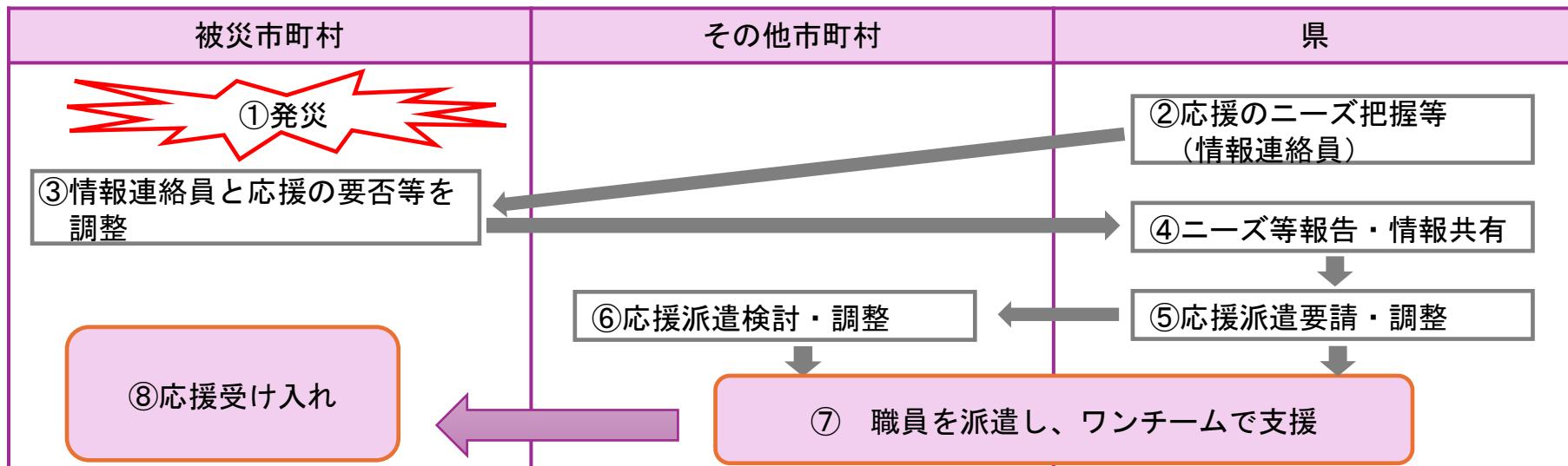
本格導入

## 災害対応

## 《危機管理局》大規模災害時における「チームとやま」による相互応援体制

- 令和6年能登半島地震災害対応検証の結果を踏まえ、大規模災害時に県と市町村がワンチームで県内外の被災自治体を支援するため「チームとやま」体制を整備し、相互応援の体制を整備。
- 通常時は、チームでの被災地派遣のノウハウを共有することで災害対応能力や調整力を有する職員を育成するとともに、デジタル技術の活用等によるWeb会議など情報共有の円滑化。

### ◆災害時の応援フロー図



### ◆期待される効果

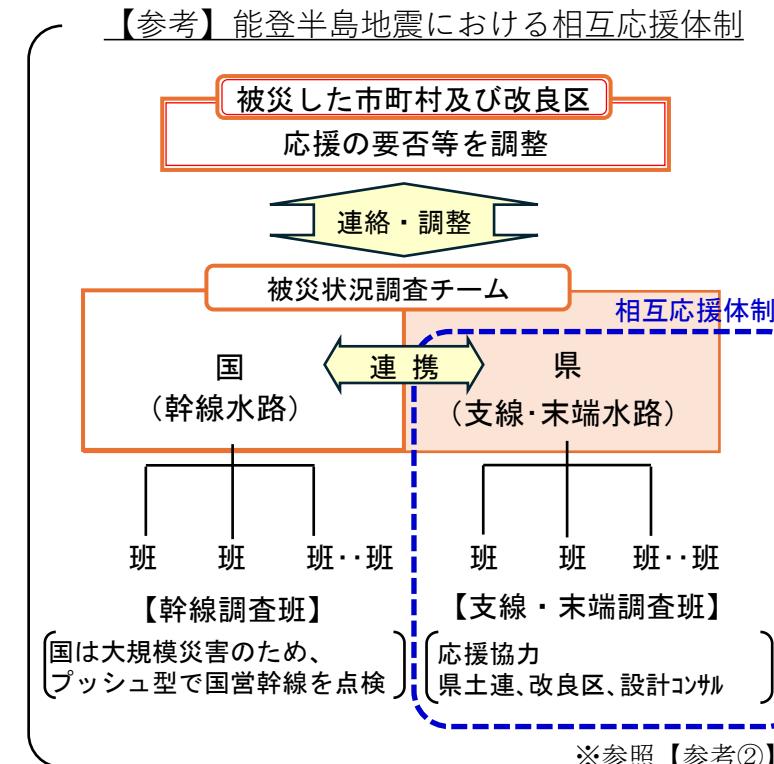
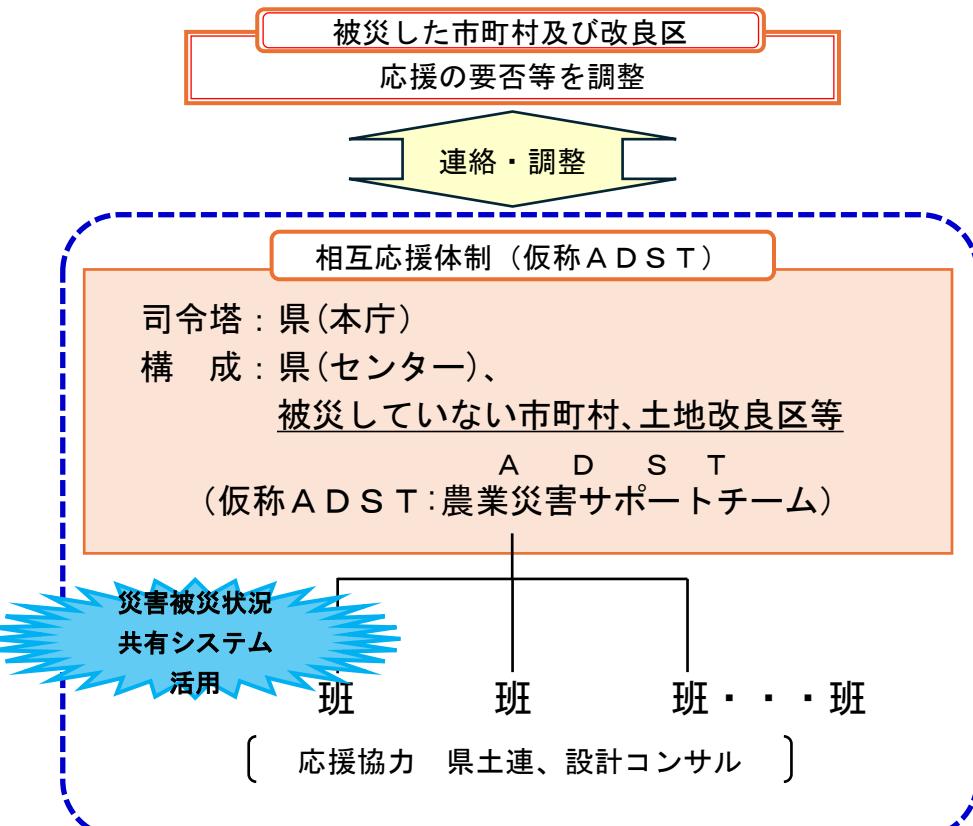
- ・相互応援体制の構築により被災市町村への迅速な応援職員の派遣が可能。
- ・県と市町村がチームを組んだ派遣となるため、対応可能な職員が少ない市町村でも参加でき、被災地での活動を通じて災害対応のノウハウの蓄積、防災人材の育成が期待。

## 災害対応

## 大規模災害時における「農業土木技術職員」の相互応援体制

- 災害が激甚化・頻発化する中、農業土木分野における県、市町村、土地改良区の技術職のマンパワーが不足。
- この課題に対して、「チームとやま」のスキームを活用し、県庁(本庁)が司令塔としての役割を明確化するとともに、被災していない市町村や土地改良区等も含めて支援する体制を構築する。

★県と市町村等の連絡調整は、「チームとやま」のスキームを活用  
改良区や設計コンサルを含めた被災状況調査は能登半島地震における対応事例を想定



※参照【参考②】

- 農林振興センターに支援窓口を設置して担当職員を配置し、市町村及び土地改良区職員の技術力の向上を図るため支援する。
- 市町村や土地改良区を巡回して、良好な関係を構築するとともに、日常的な相談対応や助言等を行う。
- 調査、積算、被災状況共有システム、応急処置に係る訓練などの合同研修により、災害対応能力のある農業土木技術職員を育成する。

### ◆平時における市町村等支援業務

#### 富山県の体制

- ・各農林振興センターに支援窓口を設置
- ・担当職員を配置し、農林振興センターに常駐

技術力の向上を図るための支援

#### 市町村、改良区への支援内容

- ・担当職員が市町村等を巡回
  - ①日頃から相談しやすい関係性の構築
  - ②最新の専門情報を共有するため、国や県の通知等を説明
  - ③専門技術に係る課題等を聞き取り・把握して助言
- ・市町村等からの相談に対応
  - ①小規模土地改良施設における保全・管理、改修の業務発注、積算、業務実施等に係る助言
  - ②災害査定、復旧事業の実施等に係る助言

### ◆県・市町村・土地改良区等との合同研修

#### 日常点検や災害調査



#### 設計・積算、災害査定等



#### 被災状況共有システム



#### 応急処置に係る訓練

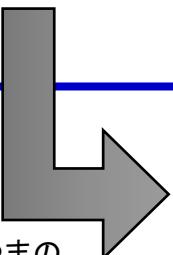


## 災害対応

## 「農業土木技術職員」の相互応援体制の構築に向けて

- 「チームとやま」のスキームを活用することを念頭に、令和8年度に県、市町村、土地改良区などの関係団体との検討会を立ち上げ、大規模災害時における具体的な連携内容を協議し、体制を構築していく。
- 「災害被害状況共有システム」の運用により、応援協力で土地勘の無い場所でも容易に調査できるよう、関係団体の利用を調整していく。

### ◆今後の展開

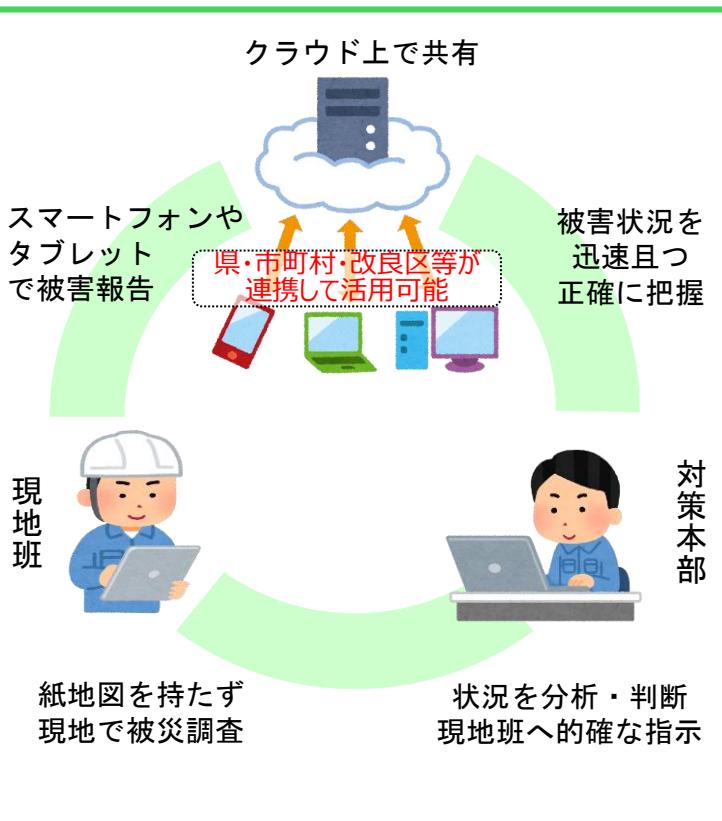
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
チームとやま	《協定締結》  	<p>《運用開始》</p> <p><b>平時</b>・相互応援のための実践的な職員研修の開催  <b>災害</b>・自主防災組織や防災士の資質向上など</p> <p><b>災害</b>・災害時に県と市町村がワンチームで県内外の被災自治体を支援</p>	
農業農村連携応援体制 (ADST)	チームとやまのスキームを活用	<p>《運用開始》</p> <p><b>平時</b>・県、市町村、改良区等との検討会立上げ  <b>災害</b>・災害調査、査定、積算など連携内容協議、構築  ⇒協議が整えば運用開始</p> <p><b>平時</b>・小規模土地改良施設の保全・管理、改修の発注業務を支援  <b>災害</b>・市町村等職員の技術力の向上を図るため、巡回、研修実施、最新情報の提供など  ・県庁(本庁)の司令塔としての役割を明確化  ・被災していない市町村や土地改良区等と連携し、被災市町村・改良区を支援</p>	
災害被災状況共有システム ※参考①参照	《システム構築》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドを活用した被災状況の共有方法、システムを開発</li> <li>・組織を超えた利用・連携手法を検討</li> </ul>	<p>《運用開始》</p> <p><b>平時</b>・点検業務への活用  <b>災害</b>・被災調査の迅速化・効率化</p> <p>・関係団体の利用調整</p>	

## 災害対応

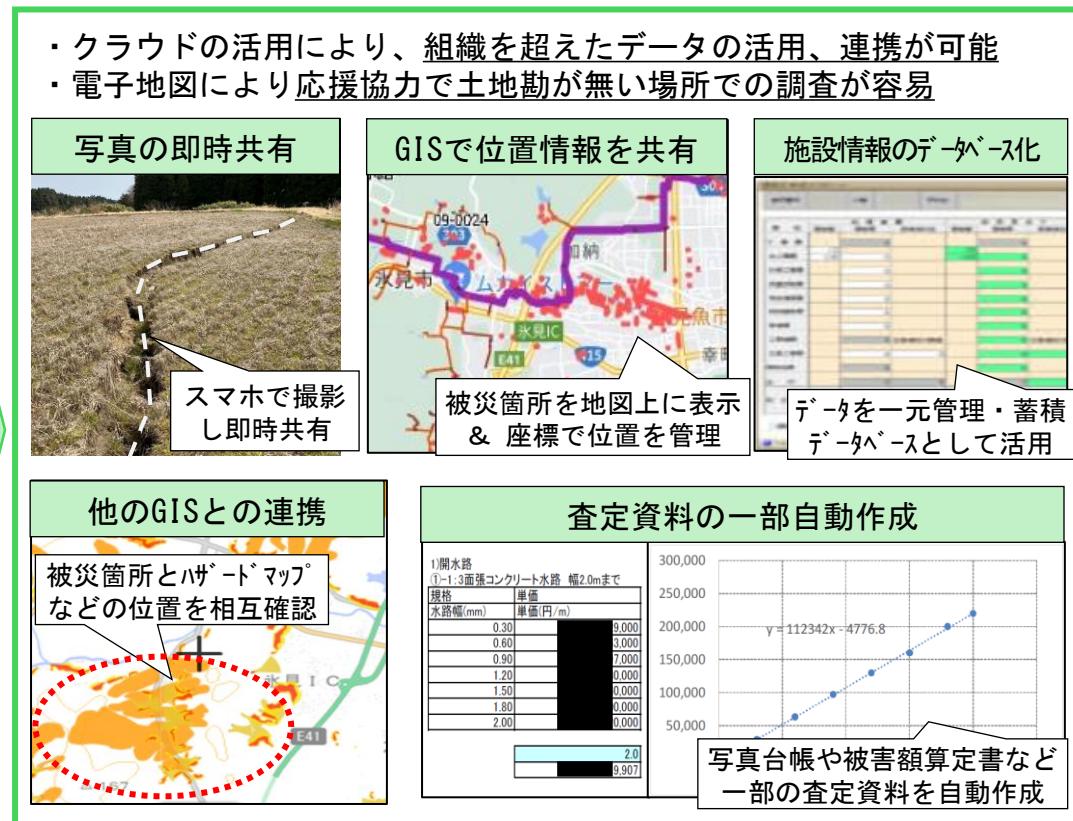
## 【参考①】とやまNN被災状況共有システム（とやま水土里統合管理GISクラウド）

- 令和6年能登半島地震において、被災箇所の把握に紙媒体が用いられ、情報共有が難航し、速やかな被害報告に支障をきたした。
- 近年、自然災害の激甚化に伴い被災箇所数が増大傾向にある中、市町村の災害復旧に対応できる人材が少なく、迅速な被害把握・報告の手法が課題。
- GISとクラウドを活用した「とやまNN被災状況共有システム」を開発し、①迅速な被災状況の共有、②本部からの迅速かつ的確な指示、③資料整理等の省力化に向け、令和8年度からの運用開始を目指している。

### ◆GISとクラウドを活用したシステム



### ◆災害システム導入によるメリット



## 災害対応

## 【参考②】能登半島地震における相互応援体制(被災状況調査チーム)の事例

- 令和6年能登半島地震時、氷見市内における農業用水路の被災状況を把握するため、農林水産省等の関係機関と県が連携して調査するための「調査チーム」を立ち上げ、同年1月15日より調査を開始。
- 実施体制としては、農林水産省、県が主体となり、県土地改良事業団体連合会、土地改良区、設計コンサルタント会社が応援協力し、合同で農業用水路や農業ため池等の被災状況や施設の点検調査を実施。
- 関係者が連携してパイプラインなどの破損箇所の特定と補修に取組み、応急復旧が完了して4月26日から農業用水路への通水を開始。

### 能登半島地震における調査チームイメージ図

